

静岡県がんセンター局告示第4号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

3中「及び第53条第2項」を削り、「指定居宅サービス」を「指定居宅サービス」に、「第1号及び第2号」を「の規定により、同法第53条第2項の規定により指定介護予防サービスを受ける場合における使用料及び手数料については指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」に改め、4の表中

「

ク 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。）	1コースにつき	3,900	
--	---------	-------	--

を

」

「

ク 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん（化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。）	1コースにつき	3,900	
ケ 内視鏡的胃局所切除術	1回につき	243,000	

に改める。

」

附 則

この告示は、公示の日から施行する。